

令和6年度第1回平塚市特別職報酬等審議会 会議録

日 時 令和6年11月22日（金） 午後2時15分から午後3時5分まで
場 所 平塚市役所本館 3階 302会議室
出席委員 常盤委員（会長）、秋山委員、荒井委員、猪股委員、久保田委員、齊藤委員、柴田委員、
原委員、藤巻委員、増田委員
事務局 総務部長、職員課長、人事労務担当課長、担当者2人
傍聴者 0人

<市長あいさつ（諮問）>

1 開会

【事務局】

（会長が選任されるまでの間、事務局が議事進行を務めること、平塚市情報公開条例第31条に基づき公開での審議となること、平塚市特別職報酬等審議会規則第5条第2項で定める会議開催の要件を満たしていることを確認した。）

2 会長選任

【事務局】

この審議会は、平塚市特別職報酬等審議会規則第4条第1項により、会長を置くことになっている。会長は審議会を代表し、会議の議長を務めていただく。また、委員の互選により決定することになっているが、会長の選出について意見をいただきたい。

【委員】

過去の開催では、会長はどのように決めていたのか。事務局の考えはどうか。

【事務局】

過去の審議会では、商工会議所の会頭が会長に選任されていた。今回も、商工会議所の会頭をお願いしてはどうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

会長は常盤委員に決定された。ここからの進行は常盤会長にお願いする。

3 会長職務代理者の指定

【会長】

平塚市特別職報酬等審議会規則第4条第3項により、会長職務代理者は会長に事故あるとき、又

は欠けたときは、会長の代理を務めてもらう。会長職務代理者は、会長が指定することになっているため、柴田委員に願います。

4 審議「特別職の報酬等について」

【会長】

始めに、資料について事務局から説明する。

【事務局】

(事務局から資料説明)

【会長】

事務局の説明について、質問や意見はあるか。

【委員】

類似団体の選び方を伺いたい。類似団体は、平塚市の人口と比較して近いところを近隣の都道府県から選んだのか。

【事務局】

本市は、施行時特例市であり、全国では23市ある。施行時特例市は、汚染土壌の処理業に関する許認可の事務などの環境保全に係る事務、土地区画整理組合の設置の許認可や開発行為の許認可に関する事務などの都市計画に関する事務等が移譲されている。類似団体は、関東地方と静岡県の実行時特例市の14市とした。

【委員】

人口だけではなく、自治体が行っている事務の規模なども勘案していることが分かった。

【委員】

地域手当が特別職に支給されている。地域手当が引上げられるという話を聞いたことがあるがそれはどうなるのか。

【事務局】

本年の人事院勧告では、地域手当の見直しが示されていて、支給地域の単位を都道府県とすることを基本としている。本市の地域手当は、現在10パーセントであり、令和7年4月1日に向けた地域手当の対応は検討中である。他市や神奈川県などの状況を踏まえ検討していく。

【委員】

資料12ページの病院事業管理者について、現在、市民病院は、医師が病院事業管理者になっていると思うが、資料にあるように医師ではない者が病院事業管理者になっている自治体は県内にあるか。

【事務局】

他市の状況の詳細は調査できていないが、医師が病院事業管理者となる場合が多いと聞いている。

【委員】

資料6ページの他市の状況を見ると、茅ヶ崎市が令和6年4月1日に改定している。今後、近隣市も見直しされる予定があるのか。他市の状況は関係なく、それぞれの市の考え方によるのか。

【事務局】

県内各市に聞き取りをしている中では、本市と同様に審議会の開催を検討している自治体はあったが、結果として開催したかは確認できていない。賃金が上昇している状況や物価高などの理由から、特別職の報酬等について検討する自治体が、少しずつ増えている。

【委員】

議員報酬について、各市で議員定数が違う。総額で比較をすることはできないか。

【事務局】

議員報酬として支給する総額を比較することは可能である。ただし、現在は資料を持ち合わせていないため、次回の審議会までに用意をしたい。

【会長】

今日、委員の皆様から質問や意見をいただいているが、後日事務局に問い合わせることも可能か。

【事務局】

質問などがあれば、後日でも事務局に連絡いただきたい。

【委員】

2ページ目の資料について、人事院勧告を踏まえて一般職の給与を改定していると思う。平成6年、平成8年、平成15年の特別職の改定についても、人事院勧告を参照したのか。

【事務局】

まず、一般職の給与を改定するに当たっては、人事院勧告を確認しなければならない。また、一般職の改定率などから、特別職の給与について検討する必要があるかを判断する。検討が必要となれば本審議会を開催し、委員から意見をいただき改定してきた。

平成5年の改定率などを見た上で平成5年度に審議会を開催し、いただいた意見をもとに平成6年4月1日から市長の給料を3.46パーセント引き上げている。人事院勧告や本市一般職の改定率などを参考に特別職や議員の報酬等の額を検討してきた。

【委員】

人事院勧告を勘案するかは、審議会で決めてきたということか。

【事務局】

人事院勧告を確認した上で、検討してきた経過がある。

【委員】

病院事業管理者について、他市の年収額を見るとばらつきが大きいので、病院事業管理者の給料を決定した当初の根拠を伺いたい。

【事務局】

本市の病院事業管理者が設置されたのは平成22年4月1日であり、その給料の額を決めるに当たり、病院長に支給される月額や他市の病院事業管理者、本市特別職とのバランスなどを勘案し、平成21年度の審議会で決定された。

【委員長】

他にはあるか。なければ質疑は終了とする。

過去の審議会では、次回に審議する際の資料として事務局案の作成を依頼していたが、今回はどうか。

【事務局】

同意をいただけるのであれば、次回の会議の検討材料としていくつかの案を用意したいが、いかがか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

次回の審議会までに事務局案を作成し、委員に提示する。

5 閉会